

佐賀県告示第 157 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その区域を表示した図面は、令和 8 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで佐賀県県土整備部道路課、佐賀土木事務所及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区間	幅員 メートル	延長 メートル
県道 相知多久線	唐津市相知町鷹取字下原 1930 番 2 地 先から 多久市北多久町大字多久原 2751 番 1 地先まで	72.9～ 7.0	7655.2